

国立大学法人東京学芸大学役員給与規則

平成 16 年 4 月 1 日

規 則 第 4 4 号

改正（施行）平17則11（17. 6. 17）

平17則19（17. 12. 1）

平18則12（18. 4. 1）

平21則23（21. 6. 8）

平21則32（21. 12. 1）

平22則23（22. 12. 1）

平24則 3（24. 4. 1）

平24則10（24. 7. 1）

平25則 6（24. 2. 12）

平25則18（25. 6. 20）

平26則 7（26. 7. 1）

平26則12（26. 12. 18）

平27則11（27. 4. 1）

平28則 4（28. 3. 3）

平29則 3（29. 2. 2）

平30則 6（30. 2. 8）

平30則16（30. 3. 24）

平31則10（31. 2. 7）

令 2 則 4（2. 2. 6）

令 2 則25（2. 12. 1）

令 3 則 1（3. 1. 28）

令 4 則 2（4. 1. 27）

令 4 則19（4. 6. 7）

令 5 則 2（5. 2. 2）

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。）第 35 条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学の役員の給与について定めることを目的とする。

（役員の給与）

第 2 条 役員の給与は、常勤の役員については、本給，地域手当，通勤手当，単身赴任手当及び期末特別手当とし，非常勤の役員については，非常勤役員

手当とする。

（給与の支給日）

第3条 役員の給与の支給日は、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則（平成16年規則第8号。以下「職員給与規則」という。）第13条の規定を準用する。この場合において、「俸給」とあるのは「本給」と、「賞与」とあるのは「期末特別手当」と読み替えるものとする。

（本給）

第4条 常勤役員の本給月額、次のとおりとする。

学長 965,000 円

理事 761,000 円

監事 706,000 円

（地域手当）

第5条 地域手当は、職員給与規則第21条の規定に準じて役員に支給する。この場合において、「俸給」とあるのは「本給」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、職員給与規則第23条の規定に準じて役員に支給する。

（単身赴任手当）

第7条 単身赴任手当は、職員給与規則第24条の規定に準じて役員に支給する。

（期末特別手当）

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給の月額及び地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び本給の月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6 月	100 分の 100
5 月以上 6 月未満	100 分の 80
3 月以上 5 月未満	100 分の 60
3 月未満	100 分の 30

- 3 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にして、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額する場合には、経営協議会の審議を経て増額又は減額することができる。
- 4 第2項に規定する在職期間には、国立大学法人東京学芸大学役員退職手当規則（平成16年規則第45号）第4条第3項及び第5条第2項に規定する引き続きの在職期間を含むものとする。
- 5 基準日1月以内に役員を退職し、その退職に引き続いて国家公務員となった場合には、第1項の規定にかかわらず、当該役員には期末特別手当を支給しない。

（非常勤役員手当）

第9条 非常勤役員手当は、次のとおりとする。

理事 月額 200,000 円

監事 月額 185,000 円

（月の中で就任又は退職した場合の給与）

第10条 月の初日以外の日において新たに就任した役員に支給する当月分の本給、地域手当及び非常勤役員手当の額は、日割りによって計算する。

- 2 月の末日以外の日で退職した役員に支給する当月分の本給、地域手当及び非常勤役員手当の額は、日割りによって計算する。ただし、死亡した役員に対する死亡当月分の給与は、当月分の本給、地域手当及び非常勤役員手当の月額的全額を支給する。

- 3 前項の日割計算については、職員給与規則第15条第3項の規定を準用する。

（給与の支払方法）

第11条 役員の給与は、その全額を現金で直接役員に支払う。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員から申出があった場合は、その指定する当該役員の預貯金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

（端数処理）

第12条 この規則により算出した金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

（補則）

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、職員給与規則の例に準じて、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立前の東京学芸大学の学長が、この規則の施行日に学長となった場合の施行日までの在職期間については、第 7 条第 4 項に規定する役員として引き続いた在職期間とみなすものとする。

附 則（平 17 則 11）

この規則は、平成 17 年 6 月 17 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平 21 則 23）

この規則は、平成 21 年 6 月 8 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平 24 則 10）

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第 4 条及び第 9 条の本給月額を支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、本規則に基づき支給される手当のうち次に掲げる手当の支給に当たっては、次の各号に掲げる手当の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 地域手当 当該役員の俸給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (2) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第 8 条の非常勤役員手当の支給に当たっては、当該手当から、当該手当額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則（平 25 則 18）

- 1 この規則は、平成 25 年 6 月 20 日から施行し、平成 25 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 平成 25 年 6 月に支給される期末特別手当においては、平成 24 年規則第 10 号附則第 3 項の規定にかかわらず、同項第 2 号の額を減じないものとする。

附 則（平 26 則 12）

- 1 この規則は、平成 26 年 12 月 18 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 26 年 12 月

期の期末特別手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第2項	12月に支給する 場合においては 100分の162.5	12月に支給する 場合においては 100分の170

附 則（平27則11）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き在職する常勤役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、当分の間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 3 施行日の前日から引き続き在職する非常勤役員で、その者の受ける非常勤役員手当が同日において受けていた非常勤役員手当に達しないこととなるものには、当分の間、その差額に相当する額を非常勤役員手当として支給する。

附 則（平28則4）

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
ただし、第7条の改正は平成27年12月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の第7条第2項の規定にかかわらず、平成27年12月期の期末特別手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第2項	12月に支給する 場合においては 100分の165	12月に支給する 場合においては 100分の167.5

附 則（平29則3）

- 1 この規則は、平成29年2月2日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月期の期末特別手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第2項	12月に支給する 場合においては 100分の165	12月に支給する 場合においては 100分の175

附 則（平 30 則 6）

- 1 この規則は、平成30年2月8日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成29年12月期の期末特別手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第2項	12月に支給する 場合においては 100分の165	12月に支給する 場合においては 100分の170

附 則（平 30 則 16）

- 1 この規則は、平成30年3月24日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成29年12月期の期末特別手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第2項	12月に支給する 場合においては 100分の165	12月に支給する 場合においては 100分の180

- 3 東京学芸大学役員給与規則の一部を改正する規則（平成27年規則第11号）附則第2項及び第3項中「当分の間」とあるのは、「平成30年3月31日までの間」とする。

附 則（平 31 則 10）

- 1 この規則は、平成31年2月7日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- 2 第7条第2項の規定にかかわらず、平成30年12月期の期末特別手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条第2項	12月に支給する 場合においては 100分の165	12月に支給する 場合においては 100分の185

附 則（令2則4）

- 1 この規則は、令和2年2月6日から施行し、令和元年12月1日から適用する。ただし、第2条及び第7条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、令和元年12月期の期末特別手当の支給に当たっては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第2項	12月に支給する 場合においては 100分の165	12月に支給する 場合においては 100分の190

附 則（令3則1）

- 1 この規則は、令和3年1月28日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日に在職する常勤の役員に対する令和2年12月期の期末特別手当の支給に関する改正前の第8条第2項の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の185」とする。

附 則（令4則2）

- 1 この規則は、令和4年1月27日から施行し、令和3年12月1日から適用する。
- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、令和3年12月期の期末特別手当の支給に当たっては、同項中「100分の155」とあるのは「100分の180」と読み替えるものとする。

附 則（令4則19）

この規則は、令和4年6月7日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則（令5則2）

- 1 この規則は、令和5年2月2日から施行し、令和4年12月1日から適用す

る。

- 2 第8条第2項の規定にかかわらず，令和4年12月期の期末特別手当の支給に当たっては，同項中「100分の150」とあるのは「100分の180」と読み替えるものとする。